

公募型プロポーザル実施に係る実施要領（通知）

令和 7年 7 月 2 日
佐世保市長 宮島 大典

公募型プロポーザルを行いますので、下記のとおり通知します。

記

1 業務名

白南風小・潮見小・木風小学校再編基本構想・基本計画・基本設計業務委託

2 業務期間

業務期間：契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日（金）まで

※契約締結日は令和 7 年 9 月下旬

3 業務の目的

佐世保市では、近年の児童生徒数の減少に伴う学校規模の小規模化と、昭和 30 年～40 年代に建築された多くの学校施設で、経年による老朽化が進行していることから、教育環境の改善を目的として学校再編を進めています。本業務は、佐世保市学校再編計画に基づき、南・山祇地区の三つの小学校を一つの新しい学校に再編し、白南風小学校敷地に白南風小・木風小・潮見小の統合校を建設するべく、施設の内容やその規模、仮設計画等を決定するための基本構想・基本計画・基本設計業務を行うことを目的とします。

4 施設概要

位 置：佐世保市山祇町 387 番地（白南風小学校敷地）

用 途 地 域：第一種中高層住居専用地域（建蔽率：60% 容積率：200%）

敷 地 面 積：16,627 m²

延 床 面 積：6,349 m²（想定）

概算工事費：約 3,340,000 千円（消費税及び地方消費税を含む）

※参考として概算工事費を示していますが、更なる工事費の削減を検討してください。

（概算工事費は令和 4 年度～令和 6 年度の工事実績をもとに算出しており、新築工事、外構工事、既存校舎解体工事を含み、仮設校舎リース費用は含んでおりません。また、提案時以降の物価上昇は考慮しないこととします。）

5 業務内容

「佐世保市建築設計業務委託特記仕様書 白南風小・潮見小・木風小学校再編基本構想・基本計画・基本設計業務委託」のとおり。

※ 特記仕様書は、各種要件を記載したものであり必要とする最低限の要求事項とします。

6 契約上限価格

本業務における契約額の上限は下記のとおりとし、提案額が下記の額を超過した場合は失格とします。

金 55,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

7 審査方針

i 審査委員会

参加表明書、技術提案書に関する審議及び当該業務に最も適した提案者の特定は、内部審査委員7名で構成される審査委員会において行います。

ii 審査方式

プロポーザルの審査は、二段階審査方式で行います。

一次審査は、参加表明書提出者の中から、参加表明書等に基づき書類審査を行い、二次審査の通過者（4者以内）を選定します。

二次審査では、一次審査にて選定された提案者から提出された技術提案書等に基づき、プレゼンテーション及びヒアリングにより、本業務に適した最優秀者を1者特定します。

8 主なスケジュール

	実施項目	日程
一次審査	公募開始	令和7年7月 2日（水）
	質問書の提出期間	令和7年7月 2日（水）～令和7年7月11日（金）
	質問書に対する回答期間	令和7年7月 2日（水）～令和7年7月16日（水）
	参加申請書の提出期間	令和7年7月 2日（水）～令和7年7月16日（水）
	一次審査結果通知	令和7年7月22日（火）※予定
二次審査	技術提案書等の提出期間	令和7年7月22日（火）～令和7年8月15日（金）
	二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）実施	令和7年8月21日（木）※予定
	二次審査結果の公表及び通知	令和7年9月1日（月）※予定
契約	最終提案詳細協議	令和7年9月上旬
	最終提案書提出	令和7年9月中旬
	契約締結	令和7年9月下旬

※書類の提出等は、各期間内の開庁日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）とし、特に指定がある場合を除き、午前9時00分から午後5時00分までとします。なお、期間中の現地見学等は自由ですが、事務局を通じて学校長の許可を得、学習の妨げにならない様に配慮してください。（参加希望者多数の場合は、現地調査日時を指定する場合があります。）

9 関係資料の交付

i 交付資料

- ・公募型プロポーザル実施に係る実施要領
- ・佐世保市建築設計業務委託特記仕様書
- ・別紙1 質問書
- ・別紙2 一次審査概要
- ・別紙3 二次審査概要

- ・別紙4 採点方法
- ・参加表明書（様式1）
- ・参加資格に関する申立書（様式2）
- ・同種業務・類似業務実績調書（様式3）
- ・管理技術者の資格・実績調書（様式4）
- ・主任担当技術者の資格・実績調書（様式5）
- ・協力事務所に係る届出書（様式6）
- ・技術提案書（様式7）
- ・業務の実施方針（様式8-1）
- ・業務の実施体制（様式8-2）
- ・業務の実施工程（様式8-3）
- ・特定テーマ及び非特定テーマに対する提案（様式9）
- ・見積書（様式10）
- ・辞退届（様式11）
- ・設計共同企業体協定書（様式12）

ii 交付期間

令和7年7月2日（水）から令和7年7月16日（水）まで

iii 交付場所

佐世保市ホームページからダウンロードが可能です。

※「佐世保市からの調達情報掲示板」掲示場所：佐世保市ホームページ内（左側）の「事業者の方へ」⇒「佐世保市からの調達情報掲示板」

10 仕様書及び本通知への質問

- i 仕様書及び本通知への質問がある場合は、令和7年7月11日（金）17時00分（必着）までに別紙1「質問書」をご提出ください。期日以後の質問は受け付けません。
- ii いずれも電子メールまたはFAXにてご提出ください。電話等による対応は行いません。
- iii 質問に対する回答は、令和7年7月16日（水）17時00分までにFAXまたは電子メールで参加表明者全員に回答します。
- iv 同様の質問は取りまとめ、本設計者選定に関係ないと判断される質問等には回答しないことがあります。回答書は本実施要領の追加または修正とみなします。
- v 宛先は本通知の巻末を参照してください。

11 参加要件

本プロポーザルの参加要件は、下記の参加要件①～⑤のすべてに該当することとします。

ただし、佐世保市内に本社を有する者にあつては、参加要件①～②、④～⑤のすべてに該当することとします。

参加要件①

- i 参加申請書および提案書等の提出期限の期日以前6か月以内に、取引銀行において不渡手形及び不渡小切手を出していない者であること。
- ii 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定に基づく更生手続き開始の申立て

又は民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた者であっても、手続き開始の決定後、経営事項審査等を受け佐世保市へ入札参加資格審査申請書を再度提出し受理された者は、更生手続きの開始又は再生手続きの開始がなされていない者とみなす。

- iii 地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しない者であること。ただし、被補助人、被保佐人又は未成年者であっても契約締結のために必要な同意を得ている者は、入札に参加することができるものとする。
- iv 地方自治法施行令第167条の4第2項各号の規定に該当しない者であること。
- v 公告の時点で佐世保市入札参加資格者名簿に登録業種が建築コンサルとして登録されていること。
(登録申請受理済も可とします。)

なお、系列関係がある法人は、いずれか1者の参加しか認められません。

参加要件②

下記区分ごとの要件をすべて満たすこと。

i 設立後の経過期間

法人	登記後1年以上経過している者
個人事業主	営業を開始して1年以上経過している者

ii 納税状況

区分	佐世保市に本社、本店又は支店などの出先を有する方※	左記以外の方
法人	市税の全税目及び国民健康保険税に滞納がなく、かつ、消費税及び地方消費税に未納がない者	法人税と消費税及び地方消費税に未納がない者
個人事業主		申告所得税と消費税及び地方消費税に未納がない者

※佐世保市に納税がない方は、「左記以外の方」の区分となります。

参加要件③（業務実績の要件）

佐世保市外に本社を有する者の場合は、以下の要件をすべて満たすこと。

- i 平成27年度以降に延床面積5,000㎡（増築工事に関しては増築床面積に限る）以上の学校（学校教育法第1条で定められた小学校又は義務教育学校とする。）施設（校舎に限る。）の統合にかかる建築基準法における新築、改築または増築の基本構想業務又は基本計画業務を元請として受託した実績があること。
- ii 平成27年度以降に延床面積5,000㎡（増築工事に関しては増築床面積に限る）以上の学校（学校教育法第1条における小学校又は義務教育学校とする。）施設（校舎に限る。）の建築基準法における新築、改築または増築の基本設計業務又は実施設計業務を元請として受託した実績があること。

参加要件④（企業形態の要件）

企業の形態は、単独企業または建築設計者2者による設計共同企業体のいずれかとする。設計共同企業体の場合は、以下の要件をすべて満たすこと。

- i 「参加要件① v」の要件を満たす代表構成員と構成員の間で自主的に結成する。ただし、そのうち1者は必ず佐世保市内に本社を有する者とする。

- ii 代表構成員は、業務実績が大きい者とし、最大の出資者とする。また、構成員の最低出資比率は30%以上とすること。
- iii 管理技術者は、設計共同企業体の代表構成員に所属していること。
- iv 代表構成員が佐世保市外に本社を有する者の場合は、「参加要件③」の要件を満たすこと。

参加要件⑤（業務体制の要件）

- i 管理技術者（工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び受注業務に従事する者の指導監督を行う者）を1名配置でき、当該管理技術者は一級建築士であること。
- ii 管理技術者の下に「意匠」・「構造」・「電気」・「機械」・「積算」の各主任担当技術者（管理技術者のもとで、工程管理、品質管理その他の技術上の管理を補佐し受注業務に従事する者）を1名ずつ配置できること。なお、管理技術者と各主任担当技術者は、兼務していないこと。
- iii 主任担当技術者は他の分担業務分野の主任担当技術者を兼務していないこと。
- iv 管理技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。
- v 参加者は、本業務に関して専門分野にかかる業務の一部を協力者（協力事務所）に再委託することができる。

1 2 欠格要件

「1 1 参加要件」に該当していたとしても、以下の欠格要件のいずれかの該当者は本プロポーザルに参加できません。

欠格要件

- i 佐世保市業務委託契約に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置
- ii 佐世保市が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領に基づく指名停止措置
- iii 佐世保市物品の購入、修理及び売却並びに印刷物の製造に係る指名停止の措置要領に基づく指名停止措置
- iv 佐世保市が行う各種契約等からの暴力団排除要綱に基づく各種契約等からの排除措置に基づく指名除外措置
- v 佐世保市建設工事暴力団対策要綱に基づく指名除外措置
- vi 佐世保市物品調達暴力団排除要綱に基づく指名除外措置
- vii 下請代金等の未払い業者等に対する入札参加規制に関する事務処理要領（平成25年4月1日施行）に基づく入札参加規制

1 3 参加資格の取り消し等

参加認定後に欠格要件に該当することが判明した場合は、参加認定を取り消すものとします。また、受託候補者となった後に欠格要件に該当することが判明した場合は、受託候補者の資格を取り消し、契約を締結しません。

1 4 参加表明書の提出と作成方法（一次審査用）

- i 提出期間は、令和7年7月16日（水）17時00分（必着）までとします。
- ii 持参又は郵送（配達記録があるもの）で提出してください（メール不可）。
- iii 提出先は本通知の巻末を参照してください。
- iv 「参加表明書」（様式1）を提出後、プレゼンテーション実施日前に本プロポーザルへの参加を辞

退する場合は、令和7年7月16日（水）17時00分（必着）までに「辞退届」（様式11）を提出してください。（メールで可。ただし、送付したことを電話にて連絡してください。）

v 提出書類と記入上の留意点

No.	提出書類名	部数	記入上の留意点
1	参加表明書（様式1）	2	
2	参加資格に関する申立書（様式2）	2	
3	納税証明書等 （発行から3カ月以内 で、写しも可）	2	・佐世保市内に本店または支店・営業所等を有する者 ア. 税務署発行の「消費税及び地方消費税の納税証明書（その3）」 イ. 佐世保市発行の「滞納のない証明書」 ・佐世保市内に本店または支店・営業所等を有しない者 ア. 税務署発行の「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納の税額がないことの証明書「納税証明書（その3の3）」
4	同種業務・類似業務実績 調書（様式3）	2	・参加者の実績 ア. 参加者が平成27年4月1日以降に建築設計業務が完了した同種業務・類似業務実績を5件記入してください。 イ. 佐世保市外に本店を有する業者は、延床面積5,000㎡以上の同種業務を少なくとも2件以上記入してください。（<u>学校統合にかか</u>る基本構想業務または基本計画業務実績：1以上、基本設計または実施設計業務実績：1以上） ウ. 実績が5件に満たない場合は、空欄としてください。 エ. 佐世保市内及び市外の実績であるか記入してください。 オ. 設計JVとしての同種業務・類似業務実績は、代表者としての実績のみを記入してください。 カ. 協力事務所がある場合、協力事務所の実績は記入しないでください。 ・過去の受賞歴 ア. 参加者が平成27年4月1日以降に受賞した業務を記載してください。 イ. 実績がない場合は、空欄としてください。
5	管理技術者の資格・実績 調書（様式4）	2	・実績が5件に満たない場合は、空欄としてください。 ・管理技術者が平成27年4月1日以降に受賞した業務がある場合は記載してください。
6	主任担当技術者の資格・ 実績調書（様式5）	2	・実績が5件に満たない場合は、空欄としてください。 ・主任担当技術者が平成27年4月1日以降に受賞した業務がある場合は記載してください。

7	協力事務所に関する届出書（様式6）	2	業務の一部を再委託する場合には、協力事務所の名称、再委託する理由及び内容等を記入してください。
8	技術者の雇用主及び雇用期間が確認できる書類の写し	2	管理技術者の雇用主及び雇用期間が確認できる書類の写し
9	一級建築士事務所登録通知書の写し	2	
10	一級建築士免許証明書の写し	2	管理技術者の一級建築士を証明する書類
11	参加者、管理技術者、主任担当技術者の資格、実績を証明する書類の写し（様式：任意）	2	発注者証明書、契約書またはPUBDIS業務カルテ等の実績を証明する書類
12	参加者、管理技術者、主任担当技術者の受賞を証明する書類の写し	2	参加者の過去の受賞歴を証明する書類の写し
13	設計共同企業体協定書（様式12）	1	該当する場合は3部作成し、うち1部を提出してください。

<同種業務>

平成27年4月1日以降に完了した、学校（学校教育法第1条で定められた小学校又は義務教育学校）施設（校舎に限る。）の建築基準法における新築、改築または増築にかかる基本構想業務、基本計画業務、基本設計業務又は実施設計業務のことを指す。ただし、佐世保市外に本店を有する業者については、延床面積5,000㎡（増築工事に関しては増築床面積に限る）以上の業務に限る。

<類似業務>

平成27年4月1日以降に完了した、同種業務以外の学校（学校教育法第1条で定められた学校）施設（校舎に限る。）の建築基準法における新築、改築または増築にかかる基本構想業務、基本計画業務、基本設計業務又は実施設計業務のことを指す。ただし、佐世保市外に本店を有する業者については、延床面積5,000㎡（増築工事に関しては増築床面積に限る）以上の業務に限る。

1.5 一次審査及び審査結果通知

- i 審査委員会が提出書類を確認し、別紙2「一次審査概要」をもとに評価を行い、二次審査対象者を得点の高い順に選定します。（4者以内）
- ii 書類審査後、二次審査対象者の決定通知を令和7年7月22日（火）17時00分までにメールにて行います。

1.6 技術提案書の提出と作成方法（二次審査用）

i 基本事項

- ・プロポーザルは調査、検討及び設計業務における具体的な取組方法及び設計対象に対する発想・解決方法等について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部（図面、模型写真等）の作成や提出を求めるものではありません。
- ・具体的な設計作業は、契約後に技術提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議のうえ開始することとします。
- ・評価テーマに対する技術提案においては、技術面やコスト面、経験や実績等の裏付けを記載し

てください。

- ・「4 施設概要」に記載の概算事業費を参考に技術提案書を作成してください。

ii 提出期限は、令和7年8月15日（金）17時00分（必着）までとします。

iii 持参又は郵送（配送記録があるもの）で提出してください（メール不可）。

提案書の電子データはDVD-Rにて提出してください。

iv 提出先は本通知の巻末を参照してください。

v 提案書作成及びこれに付帯する作業、プレゼンテーションに係る経費は提案者負担とします。

vi 提出書類については、受領後返却いたしません。

vii 提出書類と記入上の留意点

No.	提出書類名	部数	記載内容
1	技術提案書（様式7）	1	
2	業務の実施方針 （様式8-1） A4判縦	8	事業実施に対する課題やその対処方針、コスト管理等について簡潔に記載してください。特に、学校関係者や住民等からの意見聴取・合意形成への取組方針、設計スキーム等について記載してください。
3	業務の実施体制 （様式8-2） A4判縦	8	人員配置や役割分担、社内外の連携や協力体制等について簡潔に記載してください。
4	業務の実施工程 （様式8-3） A4判縦	8	設計工程を含む委託業務全体のスケジュールの組み立てや管理方法について簡潔に記載してください。
5	特定テーマ・非特定テーマ に対する技術提案 （様式9） A3判横長	8	各テーマの記載順序は様式の範囲内で自由とします。ただし、各テーマと技術提案の内容との対応がわかりやすいように記載してください。最大2ページまでとします。 <u>また、技術提案内容を踏まえた概算工事費（税込）を必ず記載してください。</u>
6	見積書 （様式10） A4判縦	8	本業務に係る見積額を記入してください。 （消費税及び地方消費税は含まない額とします。） ※見積書には必ず会社印及び代表者印の押印をしてください。

- ・ 文章による表現を基本とします。
- ・ 文字の大きさは11ポイント以上を厳守してください。
- ・ 視覚的表現については、文章を補完するため必要最小限な範囲においてのみ認めます。
- ・ 文章と無関係の視覚的表現を掲載することや、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細・細部の描き込みや、簡易でない表現をしないでください。（視覚的表現の見栄えの良さや精度で差をつけて評価するものではありません。）
- ・ 技術提案書の提出者（協力事務所を含む。）を特定することができる内容（具体的な社名、組織名）、技術者名、過去に設計した建築物の名称、過去に受注した設計業務の名称等の記載をしないでください。

viii 評価テーマは以下のとおりとします。

特定テーマ① 「敷地を有効に活用し、良好な環境を確保する安心・安全な学校」について

(提案主旨)

- ・既存施設を含めた土地利用等に配慮した円滑な動線計画
- ・歩行者と車両のアプローチを明確に区分する方法
- ・災害時の避難を考慮した安心・安全で機能的な敷地活用の提案
- ・騒音や日照、プライバシーなど、校舎や教室等の配置について周辺環境に配慮した学校

特定テーマ② 「子どもたちの可能性を引き出すための多様な学習を展開できる、新しい時代の学校」について

(提案主旨)

- ・個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学習空間の実現
- ・児童一人一人の多様な特性に配慮した、すべての児童が安心して過ごせる魅力ある居場所づくり
- ・学校、家庭、地域が連携・協働して、ともに創造的な活動が展開できる共創空間を取り入れる工夫
- ・学習形態や社会的な変化に対応し、ニーズに応じた改修をしやすい学校

特定テーマ③ 「経済的な建設手法」について

(提案主旨)

- ・室の兼用による延べ面積の縮小や建設工期を短縮する施工計画等の建設コストを抑える方法
- ・建物の目標使用年数を 80 年と想定した上で、建物の建築から、運営、維持管理、修繕及び解体まで考慮したライフサイクルコスト抑制のための工夫
- ・工事施工中において、児童の学習環境や学校周辺地域への影響を最小限とするローリング計画の配慮や工事車両動線の計画
- ・整備コストを抑えた省エネ性能向上への配慮（ZEB 化など）

非特定テーマ 「独自のテーマをひとつに示した自由提案」

- ・提案者が独自にテーマを設定し、それについての自由な提案を求めます。

1 7 二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）の実施

- 日時：令和 7 年 8 月 2 1 日（木）1 0 時 0 0 分～（予定）
場所：佐世保市役所
- 上記の時間からプレゼンテーション等を開始します。プレゼンテーション等は提案者ごとに行い、提案者の方へ別途メールで通知いたしますので、通知に示す時間までに控室にお越しください。
- プレゼンテーション等は、提出された技術提案書の内容に基づいて行い、新たな内容の資料提示は認めません。また、プレゼンテーションに必要な図表等の資料は、必ず技術提案書に記載して下さい。
- プレゼンテーションの持ち時間は 2 0 分以内とし、その後にヒアリングを 2 5 分程度予定しています。
- プレゼンテーション審査における説明は、本業務の遂行にあたって、市担当者との協議の窓口を担う「主担当者」が実施してください。質疑については、審査委員からの指定がない場合、参加者のどなたが答えていただいても結構です。
- プレゼンテーションでパソコン等の機器を使用する場合は、参加者で用意してください。ディスプレイ及びプロジェクター（HDMI 端子による接続）は本市で用意します。
- プレゼンテーションに参加しない場合は審査の対象といたしません。

1 8 二次審査方法

- i 市職員で構成する審査委員会を組織し、別紙3「二次審査概要」に基づき審査を行います。
- ii 配点は以下のとおりとします。
【委員1名あたり100点。100点×7名＝700点満点】
- iii 適正基準点は420点とし、合計点が適正基準点未満の場合は失格とします。
- iv 別紙3「二次審査概要」に示す審査項目において、評価レベル1以下と評価された審査項目が1つでもあった場合は、原則失格とします。ただし、評価レベル1が1つのみである場合は、委員会において履行能力を判断し、可能と判断した場合は、この提案者を受託候補者とすることができます。
- v 適正基準点以上であっても、各委員の採点において6割未満の採点を行った委員が1人でもいる場合は、原則失格とします。ただし、委員会において履行能力を判断し、可能と判断した場合のみ、この提案者を受託候補者とすることができます。

1 9 採点方法

- i 通常の採点
別紙4「採点方法」に示す算式及び乗率により算出し、合計点が適正基準点以上で最高位の提案者を受託候補者とします。ただし、下記「特例による採点」の基準に合致した場合は、これに示す方法により、受託候補者を決定します。
- ii 特例による採点
合計点が最高位の提案者と順位点の合計（各委員が該当する提案者につけた順位の数の合計をいう。）が最低位の提案者が一致しない場合（以下「ねじれの対象者」という。）は、ねじれの対象者について、それぞれの委員点の最高点及び最低点を除いた委員の得点の合計（合計点Ⅱ）により最高得点となった提案者を受託候補者とします。
- iii 同点となった場合
 - ① 通常の採点により同点となった場合
順位点の合計（各委員が該当する提案者につけた順位の番数の合計をいう。）が最も少ない者を受託候補者とします。
それでも同点となる場合は、評価レベル5の数が多いものを受託候補者とします。これによっても同点の場合は評価レベル4の数、これによっても同点の場合は評価レベル3の数により決定します。なお、評価レベル3によっても同点の場合はくじにより決定します。
 - ② 特例による採点により同点となった場合
評価レベル5の数が多いものを受託候補者とします。これによっても同点の場合は評価レベル4の数、これによっても同点の場合は評価レベル3の数により決定します。なお、評価レベル3によっても同点の場合はくじにより決定します。
- iv 次点候補者の繰り上げ
受託候補者が契約を締結しなかった場合は、1回に限り、次点となった者を受託候補者とすることとします。ただし、次点となった者の合計点が適正基準点未満であった場合は、繰り上げを行わないものとします。
- v 提案者が一者の場合の取り扱い
提案者が一者の場合であっても、原則として二次審査を実施します。

2 0 結果通知

令和7年9月1日（月）17時00分（予定）までにメールにより通知します。

2 1 最終提案書

受託候補者は佐世保市担当者と協議を行い、協議内容を反映した最終提案書を作成してください。なお、最終提案書の提出期限は、協議時に佐世保市担当者から通知します。

2 2 契約の締結

最終提案書を受理した日の翌日から起算して5日以内（土日祝日を除く。）に契約締結を行います。ただし、契約締結には、下記の契約保証金の納付、又は契約保証金の免除の要件のいずれかを満たす必要があります。

2 3 契約保証金

i 契約保証金について

契約の締結には契約保証金が必要です。契約保証金は、最終提案書を受理した日の翌日から起算して5日以内（土日祝日を除く。）に、佐世保市が発行した納付書により納付してください。なお、下記の契約保証金の免除の要件に該当する場合は、契約保証金の免除をすることができますので、希望者は佐世保市 担当者へ申し出てください。

ii 契約保証金の免除について

下記に該当する場合は契約保証金を免除します。契約保証金の免除の希望者は、最終提案書を受理した日の翌日から起算して5日以内（土日祝日を除く。）に下記の要件のいずれかを満たすことを証明する書類（保険証書又は契約書の写し）を提出してください。

①実績による免除の場合の要件

下記の要件すべてを満たすことが必要です。

ア 過去2箇年の間に地方公共団体、独立行政法人又は国（公社及び公団を含む。）と種類及び規模を同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。（いくつかの契約を合計して同額以上となるものは認められません。）

イ 上記履行実績を証明する書類（契約書等の写し）を提出できること。

②履行保証保険への加入による免除の場合の要件

下記の要件すべてを満たすことが必要です。

ア 保険金の受取人を佐世保市長とすること。

イ 保険金が、契約総額（消費税及び地方消費税を含む。）の10%以上であること。

ウ 保険証書の原本を佐世保市へ提出すること。

※履行保証保険は民間の損害保険ですので、佐世保市での斡旋等を行っておりません。加入方法等については損害保険会社へ直接問い合わせてください。

2 4 支払

本案件の各会計年度における支払の限度額は下記のとおりとします。

令和7年度 契約金額の30%相当額程度

2 5 受託候補者資格の取り消し等

受託候補者となった後に欠格要件に該当することが判明した場合は、受託候補者の資格を取り消し、契約を締結しません。

上記に記載していない事項であっても、佐世保市の判断により問題があると判断した場合は参加資格の取り消しや、契約を締結しない場合があります。

2 6 非特定理由に関する事項

- i 二次審査において特定されなかった者は、非特定理由を通知された日から起算して7日（土日祝日を除く。）以内に書面により、事務局に対して説明を求めることができます。
- ii 上記 i により説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日（土日祝日を除く。）以内に、書面により回答します。

2 7 情報の公開・非公開

情報の公開・非公開の取り扱いは、佐世保市情報公開条例（平成13条例第4号）の規定により判断するものとします。

2 8 その他

i 提出書類の取扱い等

- ① 提出された参加表明書、技術提案書は返却しません。
- ② 提出された参加表明書、技術提案書は、設計候補者の選考を行う作業に必要な範囲内において、複製することがあります。
- ③ 技術提案書は選考過程の公平性、透明性及び客観性を期すため、公表することがあります。なお、公表する場合は技術提案書を無償で使用するものとします。

本プロポーザルにおいて提供した書類等は本市の了解なく公表、使用することは認めません。

ii 提出書類の作成及び費用

参加表明書や技術提案書等の作成及び提出、ヒアリングに要する費用、その他本プロポーザルの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とします。

(問い合わせ先)

〒857-8585

長崎県佐世保市八幡町 1-10
佐世保市教育委員会教育総務部
教育施設課

担当：豊嶋・長田

電話：0956-24-1111（内線 3124）

FAX：0956-25-9682

メール：kyoshiset@city.sasebo.lg.jp

佐世保市建築設計業務委託特記仕様書(案)

白南風小・潮見小・木風小学校再編基本構想・基本計画・基本設計業務委託

佐世保市教育委員会教育施設課

I. 業務概要

1. 業務名称

白南風小・潮見小・木風小学校再編基本構想・基本計画・基本設計業務委託

2. 履行期限

契約日から 令和 9 年 3 月 19 日まで

ただし、設計期間には検図後の訂正期間を含むものとする。

また、本業務における概算工事費の提出は令和 8 年 8 月末日迄とする。

3. 計画施設概要

本業務の対象となる施設(以下「対象施設」という)の概要は、別紙1による。

4. 設計と条件

対象施設の設計と条件は、別紙1による。

5. 貸与品等

対象施設における貸与品等は、別紙1による。

6. 成果物

対象施設における成果物は、別紙1による。

II. 業務の仕様

1. 特記仕様書の適用

- (1) 特記仕様書に記載された特記事項のなかで□のあるものについては、■のついたものを適用する。
- (2) 各欄に数字、文字、記号等を記入する事項は、記入がある事項のみを適用する。

2. 業務の範囲・内容

本委託業務の内容は、次のとおりとする。

■ 基本構想・基本計画 ■ 基本設計 (詳細は別紙2による。)

3. 適用基準

- (1) 本業務は佐世保市、長崎県及び国土交通省が制定する技術基準等(別紙3)を適用する。
- (2) 受注者は、業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

4. 設計説明書

別紙1-別添によるものとする

III. 業務の実施

1. 一般事項

- (1) 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。
- (2) 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準に基づき行う。
- (3) 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準に基づき行う。

2. 業務計画書

- (1) 受注者は、業務計画書を契約締結後14日以内に、監督職員に提出する。
- (2) 業務計画書(当初、変更時)には、次の内容を記載する。
 - (ア)業務の実施方針(設計条件の整理、重視する設計上の配慮事項、その他の配慮事項)
 - (イ)打合せ(段階確認)計画
 - (ウ)業務工程表
 - (エ)業務実施体制
 - (オ)管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去10年以内の同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況

	(カ)各主任担当技術者(管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を 総括する役割を担うものをいう。)の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去10年以内の同種又は類似の実績及び手持業務の状況 (キ)担当技術者を配置する場合 担当技術者の分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格、実務経験年数、過去10年以内の同種又は類似の実績 (ク)協力事務所(協力者のうち、分担業務分野の主任担当技術者が所属する事務所をいう)がある場合 協力事務所の名称、代表者、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容。 (注意) 「過去10年以内の同種又は類似業務の実績」とは次の①～③のすべての項目に該当する実績をいう。なお、海外の実績についても条件を満たしていれば実績として記載できる。 ①過去10年以内に完成した施設の設計業務実績 ②本業務において担当する分担業務分野での設計業務実績 (ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務についても業務実績を有するとして扱うことができる。) ③次を満たす施設の設計業務実績 同種業務の実績における対象施設は、 学校(学校教育法第1条で定められた小学校又は義務教育学校とする。)施設(校舎に限る。)の建築基準法における新築、改築または増築にかかる基本構想業務、基本計画業務、基本設計業務、又は実施設計業務の実績とする。ただし、佐世保市外に本店を有する業者については、延床面積5,000㎡(増築工事に関しては増築床面積に限る。)以上の業務に限る。 類似業務の実績における対象施設は、 同種業務以外の学校(学校教育法第1条で定められた学校)施設(校舎に限る。)の建築基準法における新築、改築または増築にかかる基本構想業務、基本計画業務、基本設計業務、又は実施設計業務の実績とする。ただし、佐世保市外に本店を有する業者については、延床面積5,000㎡(増築工事に関しては増築床面積に限る。)以上の業務に限る。
3.管理技術者等の 資格要件	業務の実施にあたっては、次の資格要件を有する管理技術者等を適切に配置した体制とする。 (1) 管理技術者 管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社、その他の法人である場合にあっては当該法人に属する者を配置しなければならない。 ■ 建築士法(昭和25年法律第202号。以下同じ)第2条第2項に規定する一級建築士 □ 建築士法第2条に規定する一級建築士、二級建築士又は建築士法第2条第5項に規定する建築設備士のいずれか (2) 建築設備士の活用 延べ面積が2,000㎡を越える建築物の建築設備に係る設計を行う場合においては建築設備士の意見を聴くよう努めなければならない。ただし、設備設計一級建築士が設計を行う場合は

この限りではない。(建築士法第18条第4項)

4. 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督職員に提出する。

(ア)業務着手時

(イ)監督職員又は管理技術者が必要と認めた時

(ウ)その他

5. 中間確認の実施

(1) 受注者は監督職員と協議の上、下記内容を業務工程表に記載し、適切な時期に発注者による業務の経過確認をうけること。

■ 基本構想・基本計画

	実施時期
中間確認①	基本構想・基本計画打合せ図書(基本理念検討用)ができた段階
中間確認②	基本構想・基本計画打合せ図書(ゾーニング検討用)ができた段階
中間確認③	基本構想・基本計画打合せ図書(ブロックプラン検討用)ができた段階
中間確認④	基本構想・基本計画図書(概略版)ができた段階
中間確認⑤	基本構想・基本計画図書(審査用)ができた段階

■ 基本設計

	実施時期
中間確認①	基本設計打合せ図書(プラン検討用)ができた段階
中間確認②	基本設計図書(概略版)ができた段階
中間確認③	基本設計図書(審査用)ができた段階 (履行期限の14日前まで)

6. 製本・製図

監督職員の指示によるほか、別紙4に記載されている内容で成果物を製本・製図すること。

提出形態等については、監督職員の指示による。

7. 成果物の取扱い

提出されたCADデータ等については、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

8. 著作権の権利等

本業務委託による成果物の著作権は、佐世保市に帰属する。

また受注者は、特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等を設計するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

9. 情報の適正な管理

受注者は、委託業務により知得した情報について「個人情報及び工事(業務)情報の取扱いに関する特記事項」及び「情報セキュリティに関する特記事項」に従い、取扱いに留意すること。また、業務完了時に「情報の取扱いに関する実施状況報告書」を提出すること。

IV. その他

特記仕様書 別紙-1の延べ面積変更に伴う本業務の変更契約は、原則行わないものとする。

特記仕様書 別紙1(業務内容)

(1) 対象施設の概要及び設計と条件

(ア)施設名称	木風小・潮見小・白南風小学校統合校				
(イ)施設の場所	佐世保市山祇町387番地(白南風小学校敷地)				
(ウ)施設用途	小学校統合校(校舎其他学校施設)				
	令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第 七 号 第 1 類				
(エ)工事種別	☒ 新築 ☐ 増築 ☒ 改修 ☒ 解体				
	☐ 耐震改修 ☐ その他 ()				
(オ)敷地の条件	(a)敷地の面積	16,627 m ²			
	(※新築・増築の場合のみ)	(b)用途地域及び 地区の指定	第一種中高層住居専用地域(建蔽率:60%容積率:200%) 建築基準法第22条指定区域		
(カ)施設の条件	(a)主要構造	未定			
	(b)延べ面積	6,349 m ²			
	(c)階数	地上 未定 階 程度			
		地下 - 階			
	(※新築・増築の場合のみ)	(d)耐震安全性の分類	①構造体 未定		
		官庁施設の総合耐震計画基準(平成19年12月18日付け国営計第76号、国営整第123号、国営設第101号)による耐震安全性の分類。	②建築非構造部材 未定		
			③建築設備 未定		
(キ)概算工事費	3,340,000 千円 (税込) ※仮設校舎リース費を除く				
(ク)上記以外の 設計と条件	上記以外の設計と条件については、以下の資料による。				
	☒ 概要図面 ☐ 基本計画図				
	☐ 要望書(企画書) ☐ 敷地調査報告書				
	☒ 仮設計画方針				

(2) 資料の貸与及び返却

貸 与 資 料		建 築		設 備	
		意匠	構造	電気	機械
☒	既存施設設計図(紙媒体)	☒	☒	☒	☒
☒	既存施設設計図(CADデータ)	☒	☒	☒	☒
☐	敷地調査報告書	☐			
☒	工事特記仕様書データ	☒			
☐		☐			
☐		☐			
☐		☐			

(3) 成果物

(ア)仕様・部数	別紙4	成果物の仕様および提出部数	による。
(イ)提出期限	審査用	履行期限の	14 日前
	成果物	履行期限まで	
(ウ)CADデータ	JWW形式により、CD－R等で提出する。 なお、他形式からJWW形式に変換して提出する場合は、縮尺・文字等の誤変換がないことを確認すること。その他の事項については、監督職員との協議による。		

(補足)審査用とは、意匠、構造及び設備関係の調整が行われ、成果物と同等のもの、

成果物とは、監督職員の審査を受けて、訂正されたものをいう。

(1) 設計概要

(ア)対象施設名称	木風小・潮見小・白南風小学校統合校																								
(イ)施設の場所	佐世保市山祇町387番地(白南風小学校敷地)																								
(ウ)施設用途	小学校統合校(校舎その他学校施設)																								
(エ)構造	未定																								
(オ)規模	延べ床面積	6,349	m ²	地上	未定	階程度	地下	-	階																
(カ)業務の目的	佐世保市では、近年の児童数の減少に伴う学校規模の小規模化と、昭和30年～40年代に建築された多くの学校施設で老朽化が進んでいることから、教育環境の改善を目的として学校再編を進めている。本業務は、佐世保市学校再編計画に基づき、白南風小学校敷地に木風小・潮見小・白南風小の統合校を建設するべく、施設の内容やその規模、建設工事中の仮設計画等を決定するための基本構想・基本計画・基本設計を行う。																								
(キ)業務の内容	本業務は、基本構想から基本設計までを行う業務である。 基本構想においては、『佐世保市教育振興基本計画』や『佐世保市学校再編基本方針』を考慮し、教育施設の在り方の検討を行い、基本理念・基本方針の検討立案を行うこととする。検討にあたっては、類似施設の内容やICT環境整備等の先進手法など幅広く事例を収集し、本構想に反映可能な事項を抽出し、問題点等の検討を行う。また、基本理念・基本方針の実現に向けて、施設利用者(関係者)から広く意見を集め、管理運営方法等も考慮しながら、新設小学校に整備が必要となる施設設備やハード・ソフト両面における性能、防災機能等の検討を行う。また、校舎建設中における児童の通学区域の変更に伴い、発生しうる課題について精査・検討を行う。 基本計画・基本設計においては、新校舎の配置及び施設規模等を確定させるために必要となる要因の整理や各室の配置案を高い精度で検証し、新校舎に期待される教育上の効果の発現過程、基本方針、基本設計図、工事中の仮設計画等の各種計画及び事業スケジュール等を確定させるものである。 なお、本計画は既存校舎を解体または長寿命化改修を行い、一つの新しい学校を建設するものである。既存校舎の一部の棟は、佐世保市の調査により長寿命化改修可能と判定しているが、全改築または一部長寿命化改修の判断は、本業務の中で検討を行い決定するものとする。																								
(ク)計画の概要	(1)整備方針 ①配置計画 ・狭隘な校地の中で、運動場は運動会等諸行事が開催できる広さを確保し、かつ安全に配慮した計画とすること。 ・遊具、飼育小屋、ピオトープ等、教育活動に必要な外部設備及び屋外便所を適切な位置に計画すること。 ・生徒の動線などを踏まえ、円滑な学校運営を実現させるための配置計画とすること。 ・施設利用者の駐車需要や敷地条件、関係法令等を勘案し、計画駐車台数の検討を行うこと。 ・隣接する幼稚園への動線に配慮した計画とすること。 ・新校舎と屋内運動場は渡り廊下等で接続し、屋内移動ができる計画とすること。 ②校舎の整備 ・様々な学習形態に対応でき、かつ、地域住民等との共創空間を取り入れた計画とすること。 ・児童一人一人の多様な特性に配慮し、すべての児童が安心して過ごせる魅力ある居場所を計画すること。 ・児童数の変動や多機能的学習環境への対応に配慮した計画とすること。 ③工事期間中の対応 ・白南風小学校の児童は、工事期間中、木風小学校と潮見小学校に分散登校するものとし、空き教室などの現地調査のもと、適切な規模の仮設校舎の検討を行うこと。(仮設計画方針参照) ・隣接する幼稚園運営の支障とならないように配慮し、仮設計画を検討すること。 ④環境配慮計画 ・新築校舎については「ZEB ready」となるよう省エネ手法を検討すること。 ⑤共通 ・工事種別(全改築または一部長寿命化改修)の検討にあたっては、機能性、経済性及び施工性などを総合的に考慮すること。 ・校地周辺には建物が隣接していることから、工事期間中も含め周辺環境に配慮した計画とし、校地北側の日影規制には十分留意すること。 ・その他打合せによる。 ※本業務を行うにあたっては、教職員及び保護者等の意見を聞きながら、より良い学校施設づくりに努め、最適な新校舎の配置や施設規模を本市教育委員会が決定できるよう十分に検証すること。 (2)主な必要諸室 <table><tr><td>①</td><td>普通教室</td><td>19 室程度</td></tr><tr><td>②</td><td>特別支援教室</td><td>5 室程度</td></tr><tr><td>③</td><td>特別教室等</td><td>理科室、家庭科室、音楽室、図工室、図書室、相談室、各準備室、更衣室、生徒会室、その他必要とされる室</td></tr><tr><td>④</td><td>管理諸室</td><td>職員室、校長室、事務室、印刷室、会議室、更衣室、倉庫、放送室、配膳室、その他必要とされる室</td></tr><tr><td>⑤</td><td>共有</td><td>玄関(下足スペース)、便所、倉庫、多目的スペース、その他必要とされる室</td></tr></table>										①	普通教室	19 室程度	②	特別支援教室	5 室程度	③	特別教室等	理科室、家庭科室、音楽室、図工室、図書室、相談室、各準備室、更衣室、生徒会室、その他必要とされる室	④	管理諸室	職員室、校長室、事務室、印刷室、会議室、更衣室、倉庫、放送室、配膳室、その他必要とされる室	⑤	共有	玄関(下足スペース)、便所、倉庫、多目的スペース、その他必要とされる室
①	普通教室	19 室程度																							
②	特別支援教室	5 室程度																							
③	特別教室等	理科室、家庭科室、音楽室、図工室、図書室、相談室、各準備室、更衣室、生徒会室、その他必要とされる室																							
④	管理諸室	職員室、校長室、事務室、印刷室、会議室、更衣室、倉庫、放送室、配膳室、その他必要とされる室																							
⑤	共有	玄関(下足スペース)、便所、倉庫、多目的スペース、その他必要とされる室																							

(3)学級・児童推計								
年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	
全学級数	24	23	22	23	22	21	22	
()は特別支援学級で内数	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	(5)	
児童数	549	532	547	549	540	523	537	
※学校規模に関しては、通学区域審議会において、校区が決定された後に児童数に応じて決定される見通しであるが、現段階における最大想定として示すものとする。								
(4)既存建物等概要								
建物棟番号	棟名	構造	階数	建築年	延べ面積(㎡)	備考		
1-1	管理・普通・特別教室	RC	3	S41	541	解体		
1-2				S41	644			
1-3				S43	958			
1-4				S44	1039			
6	特別教室	RC	2	S49	349	長寿命化改修可能		
11	屋外便所	S	1	S54	10	解体		
12	特別教室	RC	2	S55	350	長寿命化改修可能		
16	体育倉庫	W	1	H7	49	未定		
17	給食室・管理員室	RC	1	H10	188	解体		
18	屋内運動場	RC	1	H15	919	残置		
19	プール機械室・倉庫	RC	1	H15	40	残置		
20	プール更衣室	RC	1	H15	40			
21	プール更衣室・便所	W	1	H15	35			
(5)事業スケジュール(暫定)								
年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度
業務・工事	基本構想 基本設計		実施 設計	解体 工事	本体工事		外構 工事	
学校運営等	校名決定	開校準備		4月「開校」 潮見校・木風校に分かれて運用			新校舎供用開始	
※このスケジュールは現段階での予定であり、今後変更になることもある。								
(ケ)業務の履行に係る条件等	(1)建築、電気設備、機械設備等、工事種目毎の分離発注を考慮した設計とし、これら設計図書等は同時に納入すること。 (2)設計にあたっては監督職員との打合せを緊密に行い、業務の進捗状況を適宜報告すること。また、作成した設計図書及び工事費内訳書は、監督職員の承認を得ること。 (3)意匠、構造、設備設計及び積算の各担当者は、相互の工程を考慮しながら連絡を密に行いながら設計すること。 (4)必要に応じて関係官庁、上下水道、消防、ガス・電気の供給者等と協議を行い、その内容は打合せ記録として文書で提出すること。 (5)図面及び数量等に誤謬、脱漏が生じないように社内照査に努めること。また、数量積算に関しては十分な精査を実施すること。 (6)参考数量に対する質疑が出た場合、業務受注者の責任において精査を行うこと。 (7)特殊な仕様がある場合は、設計図書に明確に記載し、工事費内訳書に反映させること。 (8)業務完了時の検収(監督職員検査、下検査及び本検査)には、必ず意匠、構造、設備設計及び積算の各担当者を同席させ、設計主旨説明及び質疑等について明確な対応を行うこと。 (9)工事実施にあたり、各部の納まり及び設計内容上の疑義が生じた場合は、その問い合わせに対し、業務受注者は十分な回答・指導を行うものとし、必要な場合は担当者を現地に派遣し立会指導を行うこと。 (10)会計検査等の立会いを求められた場合に応じること。 (11)単価採用順位は次による。 複合単価 1位…国土交通省建築工事積算基準 2位…建設物価調査会建設工事標準歩掛り及び経済調査会標準工事歩掛要覧 3位…季刊の刊行物(建築コスト情報及び建築施工単価) 4位…3者以上の見積書比較による最低価格 資材単価 1位…刊行物(建設物価及び積算資料) 2位…カタログ 3位…3者以上の見積書比較による最低価格 (12)委託料算定基準の対象面積の変更に伴う本業務の変更契約は行わないものとする。							

特記仕様書 別紙2(業務の範囲及び内容)

(1) 一般業務の範囲及び内容

(ア)一般業務の範囲

■	基本構想・基本計画に関する業務				
	■	検討委員会等の運営支援(※1)			
	■	基本構想・基本計画の作成(※2)			
		■ 建築(総合)	■ 建築(構造)	■ 電気設備	■ 機械設備(給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等)
		■ 外構	■ 昇降機	■ 解体	
	■	現況把握資料の作成(※3)			
■	法的条件の整理及び解決案の検討(※4)				
■	(※1) 会議が効果的で円滑に実施できるように運営支援を行う。 ①各種会議に必要な資料の作成(国庫補助申請など関係機関との調整・協議、及び所定の打合せに必要な資料の作成) ②必要に応じて各種会議に参加し、説明・助言を行う				
	(※2) 下記の項目を踏まえた基本構想・基本計画を作成する。項目によっては複数の案を提示し、市で開催する検討会議等における意見や修正を反映したものを成果品として取りまとめる。 ①学校の校風や歴史並びに既存施設の特徴を踏まえた基本理念の作成 ②計画敷地及び計画建物の概要 ③工事種別(全改築および一部長寿命化改修)の比較検討案の作成 ④施設規模、必要な機能および所要室の構成について検討し、施設全体のゾーニング図、ブロックプラン、外観イメージ図、断面イメージ図の作成 ▶ゾーニング図及びブロックプランは3案以上の比較検討を行い、監督職員の承認を得て決定するものとする ⑤建替計画図及び工事中の安全計画、工程ごとの仮設計画図の作成 ⑥仮設校舎計画図の作成 ⑦アクセス道の整備方針検討 ▶学校地に至る通学路などについて現地踏査・調査を行い、安全安心な通学環境を整えるため、現状の課題とその解消方法について整備検討を行い、実現可能な整備方針を検討する ⑧電気設備、給排水設備、空調設備、ガス設備の全体建替計画を考慮した計画案の作成 ⑨法的チェックリストの作成 ⑩基本設計、実施設計、建設工事及びその他全般に係る概略スケジュールの作成				
	(※3) ①対象施設における施設構成及び規模等現状把握資料の作成 ②敷地条件及び周辺環境における資料の作成(ライフラインに関する設備を含む) ③敷地条件及び周辺環境を含めた法的条件に関する資料の作成				
	(※4) 既存校舎解体から校舎建設までの間における建築基準法・都市計画法・消防法・エネルギーの使用の合理化に関する法律・土壌汚染対策法・文化財保護法、文科省の負担金補助金要綱(その他活用できる国庫補助の整理を含む)、条例、規則等の関連法令においての課題事項等調査並びに解決案を検討し資料の作成を行う。				
■	基本設計に関する標準業務				
	■ 建築(総合)	■ 建築(構造)	■ 電気設備	■ 機械設備(給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等)	
□	実施設計に関する標準業務				
	□ 建築(総合)	□ 建築(構造)	□ 電気設備	□ 機械設備(給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等)	

(イ)業務の内容

	業務内容の項目		委託業務の 内外の別 業務の範囲	対象外業務	対象外業務率 設定の有無
	委託業務の範囲内となる項目は■、委託業務の範囲外となる項目は□とする。			委託の範囲内とした左記業務項目(■)のうち、 対象外となる業務内容を以下に示す。	
基本設計	(1)設計条件等の整理	(i)条件整理	■	発注者内部で整理を行う部分	●
		(ii)設計条件の変更等の場合の協議	■	発注者内部で整理を行う部分	●
	(2)法令上の諸条件の調査 及び関係機関との打合せ	(i)法令上の諸条件の調査	■		－
		(ii)建築確認申請に係る関係機関との打合せ	■		－
	(3)上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		■		－
	(4)基本設計方針の策定	(i)総合検討	■		－
		(ii)基本設計方針の策定及び建築主への説明	■	発注者内部における説明	●
	(5)基本設計図書の作成		■		－
	(6)概算工事費の検討		■		－
	(7)基本設計内容の建築主への説明等		■	発注者内部における検討	●
実施設計	(1)要求等の確認	(i)建築主の要求等の確認	□		－
		(ii)設計条件の変更等の場合の協議	□		－
	(2)法令上の諸条件の調査 及び関係機関との打合せ	(i)法令上の諸条件の調査	□		－
		(ii)建築確認申請に係る関係機関との打合せ	□		－
	(3)実施設計方針の策定	(i)総合検討	□		－
		(ii)実施設計のための基本事項の確定	□		－
		(iii)実施設計方針の策定及び建築主への説明	□		－
	(4)実施設計図書の作成	(i)実施設計図書の作成	□		－
		(ii)建築確認申請図書の作成	□		－
	(5)概算工事費の検討		□		－
(6)実施設計内容の建築主への説明等		□		－	
設計の意図伝達(設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等)			□		－
設計の意図伝達(工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等)			□		－

(注1) 「総合」とは建築物の意匠に関する設計並びに意匠、構造及び設備に関する設計を取りまとめる設計を、
「構造」とは建築物の構造に関する設計を、「設備」とは建築物の設備に関する設計をいう。

(注2) ここでいう建築主とは、発注者(営繕課及び依頼課)を指す。

(注3) 「対象外業務」欄に業務内容の記載がある場合は、受注者にその業務を委託しないため、対象外業務率を設定している。
その場合は、「対象外業務率設定の有無」欄に「●」印が表示される。

(2) 追加業務の内容

☐	建築積算(積算数量算出書(積算数量調書含む)、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成)
☐	電気設備積算(積算数量算出書(積算数量調書含む)、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成)
☐	機械設備積算(積算数量算出書(積算数量調書含む)、単価作成資料の作成、見積収集、見積検討資料の作成)
☐	関係法令等に基づく各種申請手続き業務(手数料の納付は含まない)
☐	計画通知申請手続業務(構造適合判定及び建築物省エネルギー消費性能適合判定のいずれも必要な場合)
☐	計画通知申請手続業務(構造適合判定及び建築物省エネルギー消費性能適合判定のいずれかが必要な場合)
☐	計画通知申請手続業務(構造適合判定及び建築物省エネルギー消費性能適合判定のいずれも不要な場合)
☐	建築基準法に基づく認定・許可申請に係る手続き
☐	都市計画法に基づく許可申請にかかる手続き
☐	長崎県福祉のまちづくり条例等バリアフリー関係手続き
☐	市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務(標識看板の作成、設置報告書の届出を含む)
☐	都市計画法による届出
☐	浄化槽設置届出
☐	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく認定申請書作成及び申請手続き
☐	
☐	
☐	
☐	防災計画認定又は防災性能評価に関する資料の作成及び申請手続き
☐	リサイクル計画書の作成
☐	建築物省エネルギー関係計算書の標準入力法による作成
☐	建築物省エネ法第13条第2項に規定する手続業務
☐	建築物省エネ法第20条第2項に規定する手続業務
☐	建築物省エネ法第29条第1項に規定する建築物省エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務
☐	建築物総合環境性能評価システム(CASBEE)による評価にかかる業務
☐	官庁施設の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務(詳細なLCCO ₂ を求める場合)
☐	住民説明等に必要な資料の作成(法令等に基づくものを除く。)
☒	日影図の作成
☐	環境保全性に関する検討・評価資料の作成
☐	LOEMツールによる空調システムの評価
☒	概略工事工程表の作成
☐	設計に必要な調査業務
☐	電波障害発生検討
☐	電波障害調査
☐	建築用仕上塗材石綿含有調査(試料採取含む)
☐	
☐	
☐	
☐	土壌汚染対策法による届出
☐	建物調査
☒	「ZEB ready」達成のための検討

■	透視図作成	[種類]	協議による	[額の有無]	無
		[判の大きさ]	A3	[材質]	指定なし
		[枚数]	4枚		
□	透視図の写真撮影	[カット枚数]		[白黒・カラーの別]	
		[判の大きさ]		[電子データ]	
■	模型製作(スタディ模型)	[縮尺]	1/300~1/400	[ケースの有無]	無
		[主要材料]	指定なし	[材質]	指定なし
□	模型の写真撮影	[カット枚数]		[白黒・カラーの別]	
		[判の大きさ]		[電子データ]	

(注)積算数量調書の作成は、営繕積算システムRIBC2の内訳書入力システム((一財)建築コスト管理システム研究所)による。

また、発注時期に合わせ、時点修正をすること。

特記仕様書 別紙3(適用基準)

(1)適用基準

適用基準は、次に掲げるものとする。

備考欄で、国とは「国土交通省大臣官房官庁営繕部」、長崎県とは「長崎県土木部建築課」とする。

(ア)共通

指針・基準等又は刊行物の名称		作成又は監修			備考
■	官庁施設の企画書及び企画書対応確認書の標準的書式	令和	3	年版	国
■	官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン	平成	27	年版	国
■	官庁施設の総合耐震診断・改修基準	平成	8	年版	国
■	官庁施設の基本的性能基準	令和	6	年版	国
■	官庁施設の総合耐震・対津波計画基準	平成	25	年版	国
■	官庁施設の環境保全性基準	令和	4	年版	国
■	官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準	平成	18	年版	国
■	官庁施設の防犯に関する基準	平成	21	年版	国
□	官庁営繕事業におけるBIMモデルの作成及び利用に関するガイドライン	令和	4	年版	国
□	BIM適用事業における成果品作成の手引き(案)	令和	4	年版	国
■	長崎県福祉のまちづくり条例整備マニュアル	平成	23	年版	長崎県
■	長崎県公共建築物等木材利用促進方針	令和	4	年版	長崎県
■	長崎県建設工事共通仕様書(佐世保市読替版)	令和	4	年版	佐世保市

(イ)建築

指針・基準等又は刊行物の名称		作成又は監修			備考
■	建築設計基準	令和	6	年版	国
■	建築設計基準の資料	令和	6	年版	国
■	建築構造設計基準	令和	3	年版	国
■	建築構造設計基準の資料	令和	3	年版	国
□	構内舗装・排水設計基準	平成	27	年版	国
□	構内舗装・排水設計基準の資料	平成	27	年版	国
□	木造計画・設計基準	令和	6	年版	国
□	木造計画・設計基準の資料	令和	6	年版	国
■	公共建築工事標準仕様書(建築工事編)	令和	4	年版	国
■	公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)	令和	4	年版	国
□	公共建築木造工事標準仕様書	令和	4	年版	国
□	建築物解体工事共通仕様書	令和	4	年版	国
■	建築工事設計図書作成基準	令和	2	年版	国
■	建築工事設計図書作成基準の資料	令和	2	年版	国
□	敷地調査共通仕様書	令和	4	年版	国

(ウ)設備

指針・基準等又は刊行物の名称		作成又は監修			備考
■	建築設備設計基準	令和	6	年版	国
■	建築設備計画基準	令和	6	年版	国
■	建築設備工事設計図書作成基準	令和	6	年版	国
■	公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)	令和	4	年版	国
■	公共建築設備工事標準図(電気設備工事編)	令和	4	年版	国
■	公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)	令和	4	年版	国
■	公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)	令和	4	年版	国
■	公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)	令和	4	年版	国
■	公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)	令和	4	年版	国
□	雨水利用・排水再利用設備計画基準	平成	28	年版	国
■	建築設備耐震設計・施工指針	2014 年版			市販
■	建築設備設計計算書作成の手引き	令和	3	年版	市販
□	空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメント ガイドライン	平成	22	年版	

(エ)積算

指針・基準等又は刊行物の名称		作成又は監修			備考
□	公共建築工事積算基準	令和	5	年版	国
□	公共建築工事積算基準の解説(建築工事編)(設備工事編)	令和	5	年版	市販
□	長崎県公共建築工事積算基準	令和	3	年版	長崎県
□	長崎県公共建築工事積算基準等資料	令和	6	年版	長崎県
□	公共建築数量積算基準	令和	5	年版	国
□	建築数量積算基準・同解説	令和	5	年版	市販
□	公共建築設備数量積算基準	令和	5	年版	国
□	公共建築設備数量積算基準・同解説	令和	5	年版	市販
□	公共建築工事標準単価積算基準	令和	6	年版	国
□	公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編)(設備工事編)	令和	5	年版	国
□	公共建築工事内訳書標準書式・同解説(建築編)(設備編)	令和	5	年版	市販
□	営繕工事積算チェックマニュアル	令和	6	年版	国

(オ)その他参考とすべき資料

指針・基準等又は刊行物の名称		作成又は監修		備考
□	設計住宅性能評価マニュアル(新築住宅)	2022	年版	市販

特記仕様書 別紙4(成果物の仕様および提出部数)

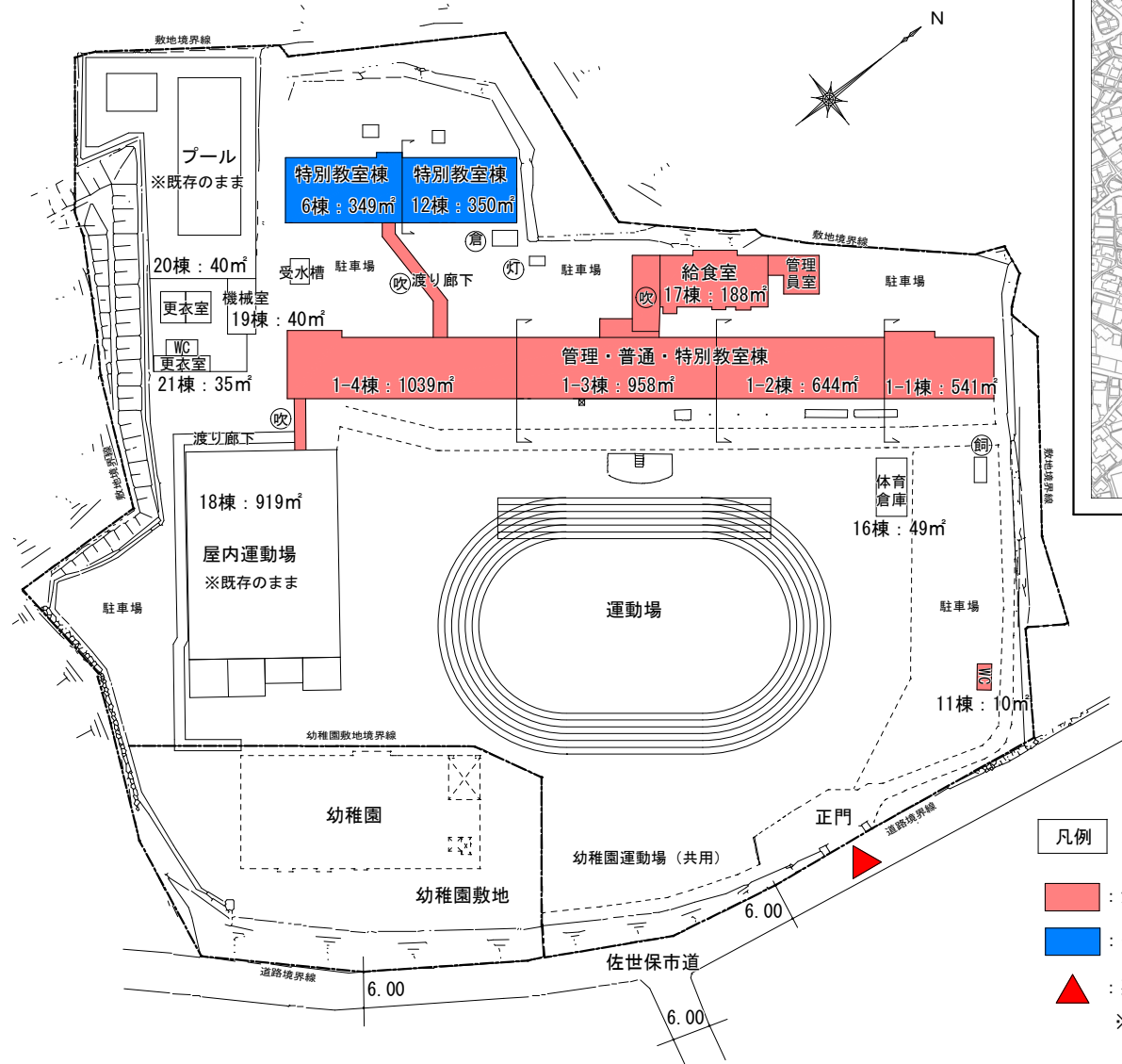
(1)基本構想・基本計画

成果物		数量	備考(提出形態等)
■	基本方針	1 式	製本図 (A3縮小版) 横綴じA4折り 3 部 、データ共
	■ 改築計画における基本方針説明書 ・学校施設の現況と改築方針 ・児童生徒数の現況と将来的動向 ・施設整備方針(コンセプト) ・施設管理運営方針		
	■ 計画の取組方針		
	■ 仮設計画方針		
	■ 敷地計画方針		
	■ 施設基本計画		
	■ 施設計画 ・配置計画 ・仮設計画 ・平面計画 ・仮設校舎計画 ・構造計画 ・工事計画 ・設備計画 ・土地の造成計画 ・電気設備計画 ・機械設備計画		
	■ 樹木の植栽計画		
	■ 既存モニメント等の再配置計画		
	■ 防災計画		
	■ 共通		
	■ 現況把握資料の作成		
	■ 工事費概算書(基本計画)		
	■ 照査報告書(基本計画)		
	■ 業務打合せ簿(基本計画)		
	■ 法適合に関する資料の作成		
	■ 各種会議資料の作成		
■	その他	1 式	提出用紙適宜 3 部 、データ共
	■ 事業概略スケジュール		
	■ 基本計画概略版		

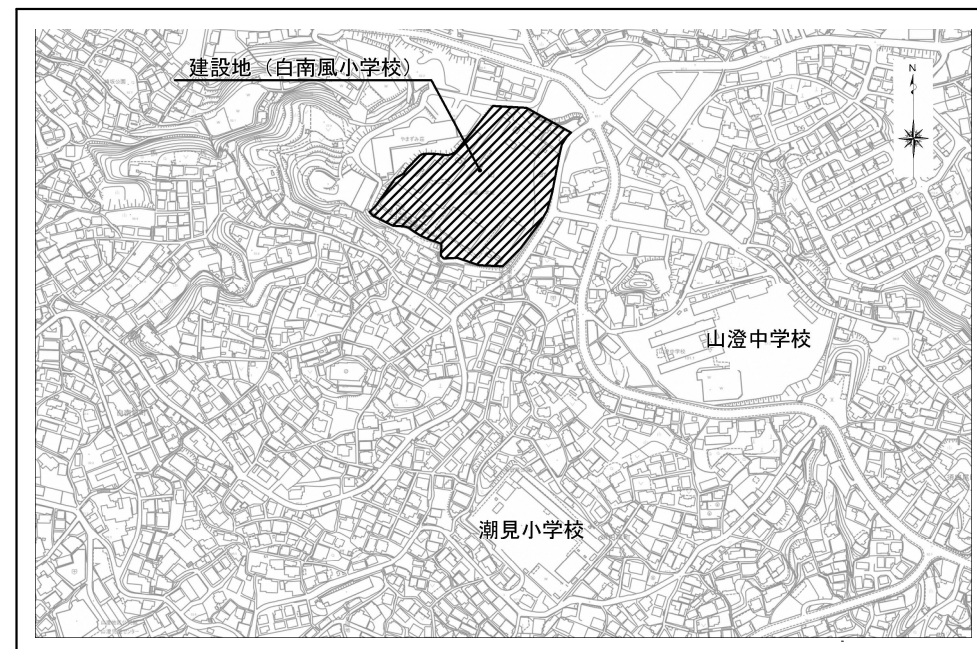
(2)基本設計

成果物		数量	備考(提出形態等)		
■	建築(総合)		1式 製本図 (A3縮小版) 横綴じA4折り 3部、データ共		
	■	設計説明書			
	■	基本設計図面等 ・表紙 ・敷地案内図 ・計画説明書 ・配置図 ・仕様概要書 ・平面図(各階) ・仕上概要書表 ・立面図(各面) ・面積表及び求積表 ・断面図 ・現況図			
	■	仮設計画概要書			
	□				
	■	建築(構造)			
		■		構造計画説明書	
■		構造設計概要書			
■	電気設備				
	■	電気設備計画説明書			
	■	電気設備設計概要書			
	■	各種技術資料			
■	給排水衛生設備				
	■	給排水衛生設備計画説明書			
	■	給排水衛生設備設計概要書			
	■	各種技術資料			
■	空調換気設備				
	■	空調換気設備計画説明書			
	■	空調換気設備設計概要書			
	■	各種技術資料			
■	昇降機等				
	■	昇降機等計画説明書			
	■	昇降機等設計概要書			
	■	各種技術資料			
■	共通				
	■	工事費概算書		1式	A4判 データ共
	■	業務打合せ簿		1式	2部(1部は受注者返却)
	□				
	□				
■	その他				
	■	透視図		1式	A3判 4枚
	■	スタディ模型		1式	
	□				

白南風小・潮見小・木風小学校再編基本構想・基本計画・基本設計業務委託



白南風小学校配置図 S=1/400



付近見取り図

- 凡例

 : 解体予定校舎棟

：長寿命化改修可能校舎棟

 : 敷地進入口

※敷地進入口（正門）は幼稚園も利用していることから、校舎建設中における幼稚園への動線、幼稚園運動場の利用に配慮すること。

■ 仮設計画方針

